

第1章 川崎市消費者行政推進計画の策定にあたって

1 川崎市消費者行政推進計画の趣旨と位置づけ

(1) 趣旨

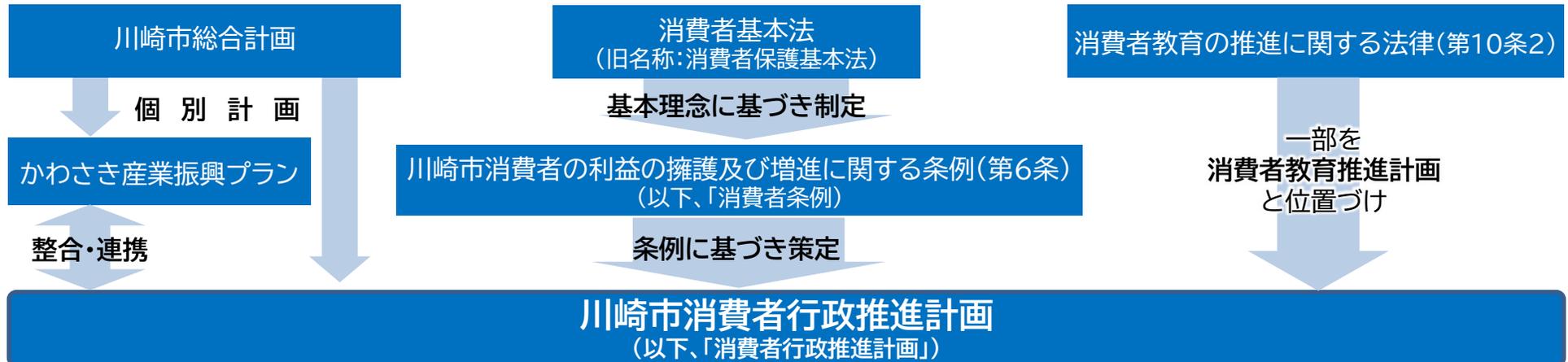
「川崎市消費者行政推進計画」(以下「消費者行政推進計画」という。))は、市民の消費生活の安定と向上を図るため、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」(以下「消費者条例」という。))に基づき昭和50(1975)年度から策定しており、消費者行政推進計画に基づく消費者行政を推進してきました。昨今、消費生活のデジタル化など消費者を取り巻く環境が変化していることから、こうした社会状況に的確に対応し、また、他の施策との整合・連携を図りながら、今後の本市全体で取り組む課題や方向性を明確にして消費者行政を推進するため、前消費者行政推進計画における計画期間終了に伴い、令和8(2026)年度からの計画を策定するものです。

(2) 位置づけ

「消費者行政推進計画」は、「川崎市総合計画」を上位計画とする、消費者行政に関わる個別計画であり、消費者の権利の尊重と自立支援に向けた取組を行うとともに、消費者行政の計画的な推進を図るための総合的な計画として策定しています。

また、平成24(2012)年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」において、消費生活に関する教育を総合的かつ一体的に推進すると定められており、「消費者行政推進計画」に定める消費者教育の施策を拡充することで、「消費者行政推進計画」の一部を「消費者教育推進計画」と位置づけています。

消費者施策は広範な分野にわたることから、庁内の様々な関係部署と連携しながら、全庁的に施策を展開していきます。



※その他の関係法令として、「消費者安全法」において、消費生活センターの設置等が定められています。

第1章 川崎市消費者行政推進計画の策定にあたって

2 消費者行政推進計画の期間

計画期間は、「川崎市総合計画第4期実施計画」及び「かわさき産業振興プラン」における計画期間と合わせ、4年間(令和8(2026)年度から令和11(2029)年度まで)とします。なお、国の「第5期消費者基本計画」の計画期間(5年間)と終期が同じとなります。

本計画における各事業の具体的な取組の進捗管理を行い、事業実施状況等を公表し、効果的かつ計画的に消費者行政を推進します。

3 本市における消費者行政施策の基本理念と7つの施策の柱

消費者条例の規定に合わせ、消費者行政施策の推進における基本理念及び7つの施策の柱を以下のとおり設定しています。

基本理念

消費者条例 第2条

- 1 安全が確保される権利
- 2 選択の機会が確保される権利
- 3 適正な価格を保障される権利
- 4 意見が政策に反映され、適切、迅速に救済される権利
- 5 必要な情報及び教育の機会が提供される権利
- 6 自主的な行動が保障される権利
- 7 環境の保全への配慮

7つの施策の柱

消費者条例 第3章第1節～第5節、第4・5章

- I 安全の確保
- II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止
- III 生活必需物資の確保及び価格の安定
- IV 苦情の処理及び被害の救済
- V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進【消費者教育推進計画】
- VI 消費者支援協定
- VII 施策推進のための行政体制の充実

消費者施策及び消費者教育の推進において、本市がめざすべき姿を位置づけ

めざすべき姿

「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる社会」の実現

消費者基本法における地方公共団体の責務

地方自治体は、「消費者基本法」第4条により、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有しているとされています。